

大阪府ヘリテージマネージャー協議会運営細則

公益社団法人 大阪府建築士会

大阪府ヘリテージマネージャー協議会（以下「本協議会」という）の運営細則を次のように定める。

（総会の開催）

第1条 本協議会会員の意見を運営活動に反映するために総会を開催する。

（協議会総会の招集）

第2条 協議会総会は、協議会会長が招集する。

（協議会総会の審議事項）

第3条 協議会総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任承認及び解任に関する事項
- (4) その他、協議会運営委員会がヘリテージ委員会と協議し、重要と認める事項

（協議会総会の議長）

第4条 総会の議長は、協議会会長とする。

（協議会総会の定足数）

第5条 協議会総会は、協議会会員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した協議会会員は、出席者とみなすものとする。

（協議会総会の議決）

第6条 協議会総会の議決は、出席した協議会会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議会総会の議事録）

第7条 協議会総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 協議会会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した協議会会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

（協議会役員職務）

第8条 協議会会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 協議会副会長は、協議会会長を補佐し、協議会会長に事故あるときまたは協議会会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 協議会会計は、本協議会の会計事務を処理する。
- 4 協議会監査は、本協議会の事業および会計の状況を監査する。

（任期）

第12条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 協議会会長の任期は、着任前の運営委員任期に関わらず2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 協議会会長を除く役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 ただし、協議会役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

（顧問・相談役）

第13条 本協議会に、協議会顧問及び協議会相談役を置くことができる。

- 2 協議会顧問は、本協議会に有益な専門情報の提供や助言を行う者として、協議会会長の推薦をもって協議会総会の承認を得て、協議会会長が委嘱する。
- 3 協議会相談役は、本協議会役員を退任した者で、協議会運営委員会の求めにより助言を行う者として、協議会運営委員会の承認を得て、協議会会長が委嘱する。

（報酬）

第14条 協議会役員を含む運営委員および顧問・相談役は特別な事情がない限り、協議会運営に関して原則として無報酬とする。

（会計年度）

第15条 本協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 本細則は、平成28年12月14日施行

本細則は、令和元年9月18日改正

本細則は、令和4年9月21日改正